



元文科教第136号
令和元年6月7日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
殿

文部科学省総合教育政策局長

清水 明

(印影印刷)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正に
ついて（通知）

この度、第198回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第26号。以下「第9次一括法」という。）が成立し、令和元年6月7日に公布され、同日に一部施行されます。

第9次一括法は、平成30年12月25日に閣議決定された「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、地方公共団体への事務・権限の移譲等、所要の措置を講ずるものであり、これにより、社会教育関係では、社会教育法（昭和24年法律第207号）、図書館法（昭和25年法律第118号）、博物館法（昭和26年法律第285号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）等の一部が改正されます。

また、これに伴い、「教育公務員特例法施行令及び社会教育法施行令の一部を改正する政令」（令和元年政令第23号。以下「改正令」という。）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令」（令和元年文部科学省令第3号。以下「整備省令」という。）、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準の一部を改正する件」（令和元年文部科学省告示第9号。以下「改正告示」という。）がいずれも令和元年6月7日に公布・施行されます。

これらの法令の改正の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県知事におかれては、域内の市区町村（指定都市を除く。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、その周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、これらの法令は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

（別添）

- ①地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（社会教育関係抜粋）（概要）
- ②地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（社会教育関係抜粋）（条文）
- ③地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（社会教育関係抜粋）（新旧対照表）
- ④地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（平成 31 年 4 月 25 日 衆議院地方創生に関する特別委員会）（社会教育関係抜粋）
- ⑤地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（令和元年 5 月 30 日 参議院内閣委員会）（社会教育関係抜粋）
- ⑥教育公務員特例法施行令及び社会教育法施行令の一部を改正する政令（条文）
- ⑦教育公務員特例法施行令及び社会教育法施行令の一部を改正する政令（新旧対照表）
- ⑧地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（条文）
- ⑨図書館の設置及び運営上の望ましい基準の一部を改正する件（条文）
- ⑩社会教育法第 23 条第 1 項の解釈の周知について（平成 30 年 12 月 21 日事務連絡）

記

第一 改正の概要

今回の改正は、教育委員会が所管する公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関（以下「公立社会教育機関」という。）について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により、地方公共団体の長が所管することを可能とするものです。

1 公立社会教育機関の所管に関する特例

- (1) 地方公共団体は、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、公立社会教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとすることができることとしたこと。（第9次一括法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第23条第1項第1号、第9次一括法による改正後の社会教育法（以下「社教法」という。）第5条第3項及び第6条第3項）
- (2) (1)に伴い、特定社会教育機関は、当該地方公共団体の長が所管することとしたこと。（地教行法第32条、第9次一括法による改正後の博物館法（以下「博物館法」という。）第19条）
- (3) (1)に伴い、特定社会教育機関の職員並びに公民館運営審議会、図書館協議会及び博物館協議会の委員の任命等は、当該地方公共団体の長が行うこととしたこと。（社教法第28条及び第30条第1項、第9次一括法による改正後の図書館法（以下「図書館法」という。）第13条第1項及び第15条、博物館法第21条）
- (4) (1)に伴い、特定社会教育機関である公民館が社教法第23条の規定に違反する行為を行ったときに、当該市町村の長がその事業又は行為の停止を命ずることができることとしたこと。（社教法第40条）
- (5) (1)に伴う所要の規定の整備を行ったこと。（社教法第7条、図書館法第8条、改正令による改正後の教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第4条第4号並びに改正後の社会教育法施行令（昭和24年政令第280号）第1条第2項、整備省令による改正後の教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第61条の4第2号及び第65条の7第2号、改正後の教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第3条第2号及び第10条第2号並びに改正後の免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）第9条第1項第2号、改正告示による改正後の図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）第二の一の1の（五）の①及び第二の二の5の①）

2 社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置

- (1) 地教行法第23条第1項の条例の定めるところにより特定事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長（以下「特定地方公共団体の長」という。）

は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとし、この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならないこととしたこと。(地教行法第 33 条第 3 項)

- (2) 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならないとしたこと。(社教法第 8 条の 2 第 1 項)

また、特定地方公共団体の長は、当該規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないこととしたこと。(社教法第 8 条の 2 第 2 項)

- (3) 条例の定めるところによりその長が特定事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができることとしたこと。(社教法第 8 条の 3)

3 施行期日等

- (1) 第 9 次一括法における社会教育関係の規定は、第 9 次一括法の公布の日から施行することとしたこと。(第 9 次一括法附則第 1 条)
- (2) その他関係する法律について所要の規定の整備を行ったこと。(第 9 次一括法附則第 7 条)

第二 留意事項

- (1) 特定事務を地方公共団体の長が管理・執行することとする場合には、その旨を定める条例の制定が必要であるとともに、地教行法第 23 条第 2 項に基づき、地方公共団体の議会は、当該条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないこと。また、地教行法第 29 条に基づき、地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合に、教育委員会の意見をきかなければならないこと。

(2) 地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理・執行することとする公立社会教育機関については、対象とする機関が明確となるよう、条例で定めること。地方公共団体に同一種別の公立社会教育機関が複数設置されている場合、そのうち一部の機関を特定社会教育機関として定めることもできること。

(3) 特定事務を地方公共団体の長が管理・執行することとする場合でも、当該事務を除く当該地方公共団体の社会教育に関する事務は引き続き教育委員会が管理・執行するものであること。

(4) 都道府県が関係法の規定に基づき域内の社会教育機関に関して行う以下のような助言や研修等については、社会教育機関の設置者としての事務ではないことから、特定事務を地方公共団体の長が管理・執行することとする場合でも、教育委員会が引き続き行うこと。なお、必要に応じて当該都道府県立社会教育機関と連携しつつ行うこと。

(都道府県教育委員会が行う助言・研修等)

① 公民館関係

- ・ 市町村に対して行う、市町村の設置する公民館が文部科学大臣の定める基準に従って設置・運営されるようにするための指導・助言等（社教法第 23 条の 2 第 2 項）
- ・ 公民館の職員の研修（同法第 28 条の 2）
- ・ 法人の設置する公民館及び公民館類似施設への指導・助言（同法第 39 条、第 42 条第 2 項）
- ・ 法人の設置する公民館に対する事業停止命令（同法第 40 条第 1 項）

② 図書館関係

- ・ 司書等に対する研修（図書館法第 7 条）
- ・ 市町村に対して行う、総合目録の作成や貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関する協力依頼（同法第 8 条）
- ・ 私立図書館に対する必要な報告の要求、指導・助言（同法第 25 条、第 29 条第 2 項）

③ 博物館関係

- ・ 学芸員等に対する研修（博物館法第 7 条）
- ・ 博物館の登録等に係る事務（同法第 10 条～第 16 条、第 29 条）
- ・ 私立博物館に対する必要な報告の要求、指導・助言（同法第 27 条、第 29 条）

(5) 地方公共団体の長が管理・執行することができるのは、条例で定める公立社会教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務の全てであること。なお、事務の一部については、従前のおり、地方自治法第 180 条の 7 の規定により、教育委員会は、当該地方公共団体の長の補助機関である職員等に委任し、あるいは長の補助機関である職員等をして補助執行させることができること。

(6) 上記第一の 1 の (4) に関連して、社教法第 23 条第 1 項の解釈について、従前より周知を行ってきたところであるが、引き続き十分な周知を図りたいこと。

(別添⑩参照)

- (7) 地方公共団体の判断により、その長が特定社会教育機関を所管することとなった場合であっても、当該機関が社会教育法、図書館法、博物館法等に基づく社会教育機関であることに変わりはなく、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等に留意するとともに、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されることが重要であること。また、法律及び法律に基づく基準等を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営状況の評価・情報発信、審議会や協議会等の積極的な活用等が重要であること。
- (8) 地方公共団体の長が特定社会教育機関を所管することとなった場合であっても、教育委員会には、総合教育会議等を積極的に活用しながら、首長部局やNPO等の多様な主体との連携・調整等を行い、社会教育の振興のけん引役としての積極的な役割を果たしていくことが求められること。
- (9) 上記第一の2の社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置は、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等を確保することを目的とするものであること。
- (10) 地教行法第33条第3項に基づき特定地方公共団体の長が特定社会教育機関の管理運営に関する基本的事項に係る規則を定める場合に行う教育委員会との協議については、当該機関を従前所管してきた教育委員会が関与することで、円滑な事務の移行を図り、当該機関における社会教育の適切な実施や、教育委員会が所管する学校教育や社会教育との連携を引き続き確保する観点から行われるものであること。なお、協議の実施は規則制定時を想定していること。
- (11) 社教法第8条の2に基づき特定地方公共団体の長が行う教育委員会への意見聴取は、特定社会教育機関を所管する特定地方公共団体の長と学校教育・社会教育全体の振興を図る教育委員会との緊密な連携を確保する観点から行われるものであること。特定事務のうち教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものについては、例えば、学齢期の子供を対象とした事業のうち、学校教育と密接に関連するものなどを想定していること。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課法規係
TEL : 03-5253-4111 (内線 2973)